

居宅介護支援重要事項説明書

令和7年4月1日改定

1. 事業者の概要

事業者名	キングスガーデン・ケアプランセンター
事業所所在地	〒988-0203 気仙沼市岩月星谷64-3
電話番号	0226-26-1165
介護保険指定番号	事業所番号 0470500141
通常サービス提供地域	気仙沼市（旧唐桑町、旧本吉町、大島地区、月立地区、落合地区、白山地区を除く）
管理者	芳賀 智和

2. 職員体制

資格	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	2名	0名	2名

3. 営業日・営業時間

営業日	年中無休（緊急連絡体制を整えております）
営業時間	8：30～20：30

4. 利用料金

付属別紙1「サービス利用料金表」をご参照下さい。

5. 居宅介護支援サービスの内容

- 居宅サービス計画は、介護保険法の理念に基づき、居宅介護支援事業の基本方針（利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないように、公正中立を保つ。また、事業の運営に当たっては、市、町、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努める）及び利用者の希望に基づいて作成します。
- 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等を確認し、申請が行われていない場合には、申請への必要な援助を行います。
- サービスは、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に行います。
- 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に当たっては、介護給付等対象サービス以外の保健医療福祉サービスや地域の自発的な活動によるサービス等も、十分に考慮します。
- 介護支援専門員は居宅サービス計画に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、事業者等の情報を提供します。
- 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が現にかかえて

令和 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅介護支援事業の提供開始に当たり、

甲1に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて

甲2に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて

サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) キングスガーデン・ケアプランセンター

管理者 芳賀 智和

説明者 _____ 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

甲1) 利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

甲2) 利用者の家族等の住所 _____

利用者の家族等の氏名 _____ 印

利用者との続柄 (_____)

6. 苦情解決体制について

苦情相談窓口	芳賀 智和	26-1165
苦情受付担当者	白井 亮	24-3001
苦情解決責任者	山崎 正信	24-3001
第三者委員	高橋 台蔵	22-0063
	三浦 永子	23-7142

利用者及びその家族から苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応し、その内容を記録します。関係機関から求めがあれば、改善内容を報告します。

その他の苦情相談先

気仙沼市高齢介護課	22-6600
気仙沼保健福祉事務所	22-6661
宮城県国保団体連合会	022-222-7700

7. 秘密保持

業務上知り得た利用者又は家族の秘密を守ります。秘密保持の徹底のため研修等で必要な措置を講じます。また、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は利用者および利用者の家族の同意を、あらかじめ文書でいただきます

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに家族および市に連絡し、必要な措置を行います。また事故の状況及び事故処理を記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

10. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

11. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当法人職員、取引先事業所の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します
ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止会議により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. 事業の運営主体の概要

- (1) 法人種別・名称 社会福祉法人 キングス・ガーデン宮城
- (2) 代表者役職名・氏名 理事長 佐藤 由美子
- (3) 法人所在地 〒988-0203 気仙沼市岩月星谷64-3

いる問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

- (8) 介護支援専門員は解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。面接の趣旨は十分に説明し、理解を得ます。
- (9) 介護支援専門員は利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域におけるサービス体制を勘案して、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (10) 介護支援専門員はサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求めます。
- (11) 介護支援専門員は居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により、利用者の同意を得ます。
- (12) 介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した場合は、利用者及び担当者に交付します。
- (13) 介護支援専門員は居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整を行います。
- (14) 利用者は居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、介護支援専門員が当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが出来ます。前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得ます。
付属別紙2「サービス利用割合」をご参照下さい。
- (15) 介護支援専門員は、実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、事業者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること、また、毎月、モニタリングの結果を記録します。
- (16) 介護支援専門員は、要介護更新認定、要介護状態区分の変更等の場合、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な意見を聞きます。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、居宅での生活が困難な場合、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。